**平成２８年（フ）第１８７号**
新潟市西蒲区巻甲4395番地５
債務者　波多野典之
１　決定年月日時　平成28年７月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第１９５号**
新潟市北区内沼甲1190番地４
債務者　大滝　景子
１　決定年月日時　平成28年７月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第１９７号**
新潟市東区浜谷町１丁目１番６号
債務者　赤石　貞男
１　決定年月日時　平成28年７月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第２０１号**
新潟市西蒲区巻甲1576番地５　コーポよしみ102号室、前住所新潟市中央区四ツ屋町１丁目2993番地98
債務者　小松百合子
１　決定年月日時　平成28年７月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第２４号**
福井県三方郡美浜町郷市第５号３番地　福嶋方
債務者　熊谷　明美
１　決定年月日時　平成28年７月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
福井地方裁判所敦賀支部

**平成２８年（フ）第１７２号**
山梨県甲府市北新１丁目５番Ａ―312号
債務者　小澤　恵美
１　決定年月日時　平成28年７月11日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第１００号**
長野県松本市浅間温泉２丁目４番16号
債務者　山崎　幸代（旧姓村田・齊川）
１　決定年月日時　平成28年７月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２８年（フ）第４７号**
三重県伊賀市川合3522番地の２　メゾン伊賀602号室
債務者　宮里　和浩
１　決定年月日時　平成28年７月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
津地方裁判所伊賀支部

**平成２８年（フ）第３２号**
兵庫県美方郡香美町香住区余部1800番地の１
債務者　森　　千鶴
１　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２８年（フ）第３９号**
兵庫県豊岡市九日市上町467番地の１　ハイツミレニアムＡ―202
債務者　中山しおり（旧姓内海）
１　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２８年（フ）第６５号**
鳥取県米子市米原８丁目13番12号　101号、前住所鳥取県米子市河岡593番地
債務者　木下　　明（旧姓安田）
１　決定年月日時　平成28年７月12日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２８年（フ）第４３号**
広島県尾道市因島三庄町1607番地１
債務者　川野リツ子
１　決定年月日時　平成28年７月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
広島地方裁判所尾道支部

**平成２８年（フ）第３号**
愛媛県今治市八町西３丁目７番44号
債務者　越智　久史
１　決定年月日時　平成28年７月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
松山地方裁判所今治支部

**平成２８年（フ）第４１号**
愛媛県今治市桜井１丁目６番13号、前住所愛媛県今治市桜井１丁目４番31号
債務者　村上　敏也
１　決定年月日時　平成28年７月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
松山地方裁判所今治支部

**平成２８年（フ）第５７号**
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師2369番地11、前住所山口県山口市小郡下郷860番地６　アクティブＳ105号
債務者　曽我部　剛
１　決定年月日時　平成28年７月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２８年（フ）第５８号**
福岡県飯塚市柏の森500番地２　ダイマルコーポ柏の森602号室、住民票上の住所福岡県遠賀郡水巻町頃末北２丁目１番５号
債務者　杉本　　武
１　決定年月日時　平成28年７月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２８年（フ）第４４号**
福岡県直方市大字上新入2587番地29
債務者　安武　　愛
１　決定年月日時　平成28年７月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
福岡地方裁判所直方支部